

# 市道温泉通り水口線交差点改良工事に伴うび設計業務委託

## 特記仕様書

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、熱海市が発注する「平成 29 年度 市道温泉通り水口線交差点改良工事に伴う設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2条 業務委託範囲

本業務範囲は別途図面に示す範囲とする。

### 第3条 履行期間

履行期間は請負契約書に記載されている期日を遵守するものとする。

### 第4条 仕様書及び標準仕様書

受注者は本仕様書及び設計書に従い、関係法令を遵守し、この契約（約款及び設計図書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。また、業務実施にあたっては、本仕様書のほか、業務委託共通仕様書（静岡県土木部）ならびに関係指針等を適用するものとする。

### 第5条 業務の目的

本業務は、市道温泉通り水口線と県道熱海函南線との交差点において、円滑な交差点通行を目的とした交差点詳細設計を実施することを目的とする。

### 第6条 現地踏査

設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するとともに、当該設計の設計条件及び施工条件決定の資料として取りまとめ、監督員に報告する。

### 第7条 関係機関との協議資料作成

平面交差点について、関係機関との協議資料作成を含むものとする。

### 第8条 成果品の提出

提出する成果品は以下の通りとする。

- 報告書（A4製本） 2部

- 設計図面 2部
- 上記の原稿（電子データ） 1式
- その他監督員の指示するもの

#### 第9条 成果品の照査

本業務における基本事項の照査は、業務委託共通仕様書の規定に基づき実施するものとし、照査計画については、監督員が承諾した計画に基づき成果品を照査しなければならない。また、監督員は、節目毎に照査報告の確認及び提出を求めることが出来るものとする。なお、本業務完了後には、報告書を提出するものとする。

#### 第10条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了後も、受注者の失策または不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

#### 第11条 その他

受注者は、その他発注者が必要とする資料、図書等については、監督員の指示により速やかに作成するものとする。